

平成24年10月1日（月）  
山口大学研究推進機構セミナー

**10月1日から違法DLに刑事罰！**

**～大学関係者が知っておくべき著作権法改正～**



**文化庁長官官房著作権課**



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

# 講義の流れ

1. 著作権制度の概要
2. 違法DL刑罰化について（平成24年度著作権法改正）
3. 質疑応答

# 1. 著作権制度の概要

## 著作権法 第1条 目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送並びに有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

原則：他人の著作物を、権利者の許諾なく勝手に複製（コピーやダウンロード）、インターネットへの掲載等して利用してはならない。

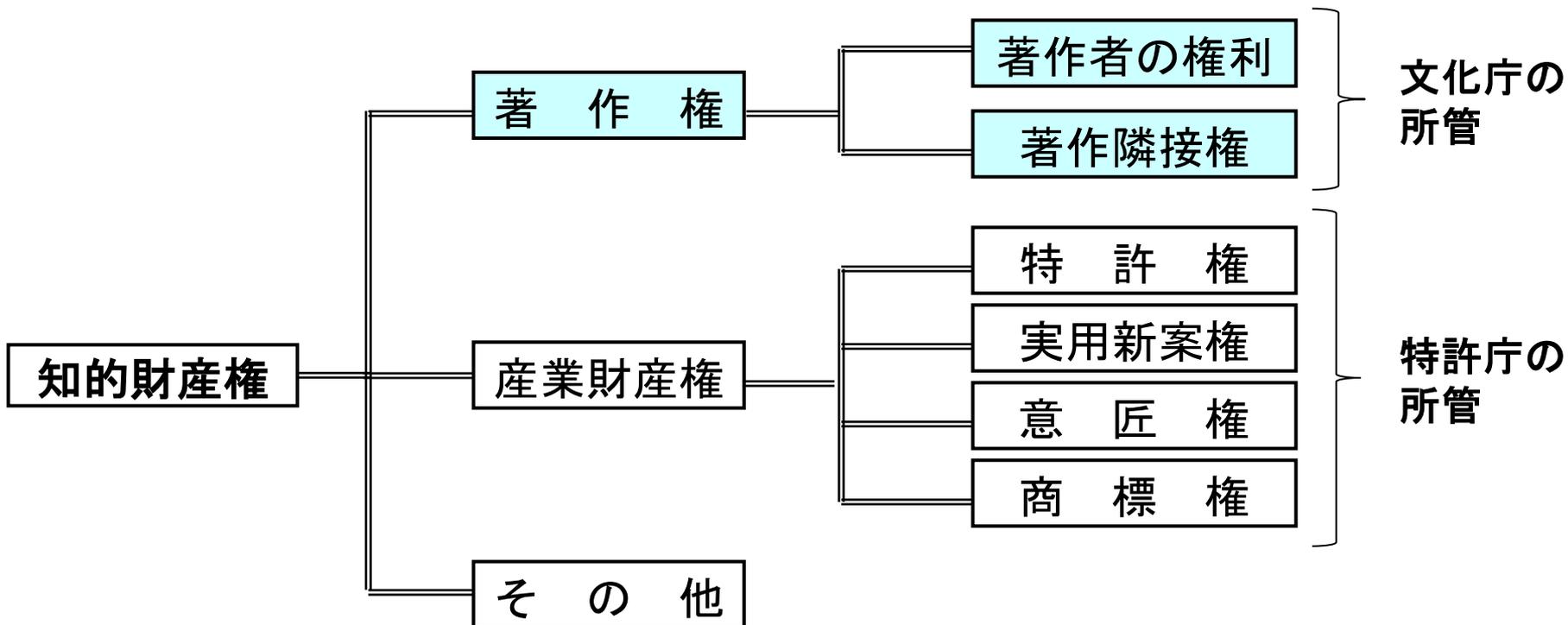


バランス = 著作権法

例外：一定の条件を満たせば、権利者に許諾なく複製、インターネットへの掲載等して利用できる。

# 知的財産権

◆知的財産権とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される権利



## <参考> 著作権と特許権との比較

	著作権	特許権
制度の目的	文化の発展	産業の発展（発明の奨励）
保護の対象（定義）	表現 （思想又は感情の創作的表現）	アイデア（発明） （自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの）
権利の内容	相対的な独占権、人格権	絶対的な独占権
保護を受けるための手続き	無方式主義（登録不要）	方式主義（審査登録主義）
登録を受けるための要件	不要	産業上の利用可能性、新規性、進歩性
権利の及ぶ範囲	表現の利用 （表現の複製、上映、演奏等）	アイデアの利用 （物の生産・使用・譲渡、生産方法の使用等）
保護期間	著作者の死後50年	出願から20年

# 著作物とは・・・

「思想又は感情を

創作的に表現したものであって、

文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

(第2条1項1号)

## ①『思想又は感情を』

．．．「単なるデータ」などが除かれる。

## ②『創作的に』

．．．「単なる事実や他人の模倣」などが除かれる。

## ③『表現したもの』

．．．「アイデア」が除かれる。

## ④『文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』

．．．「工業製品」などが除かれる。

# 一般の著作物 (第10条で例示されている)

言語の著作物	講演、論文、レポート、新聞記事、作文、小説、脚本、詩歌、俳句、日記、手紙など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊・バレエ・ダンス・舞踏・パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など(美術工芸品を含む)
建築の著作物	(芸術的な)建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面・図表・設計図・立体模型・地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像など(録画されている動く影像)
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真、グラビア写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム(OS、アプリケーションソフトなど)

メモ

# 著作者・著作権者とは・・・

著作物を創作した者 = 著作者 = 著作権者

ただし・・・

著作権（財産権）は譲渡可能（第61条）

# 権利の内容

## 著作者人格権

著作者の人格的利益を守る権利。**譲渡不可**。

公表権(18条)、氏名表示権(19条)、同一性保持権(20条)

## 著作権(財産権)

無断で〇〇されない権利。**譲渡可能**。

### ◆著作物の複製に関する権利 (21条)

複製権

### ◆著作物を公衆に対して提示する権利 (22条~25条)

上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権

### ◆著作物 (の複製物) を公衆に対して提供する権利 (26条、26条の2、3)

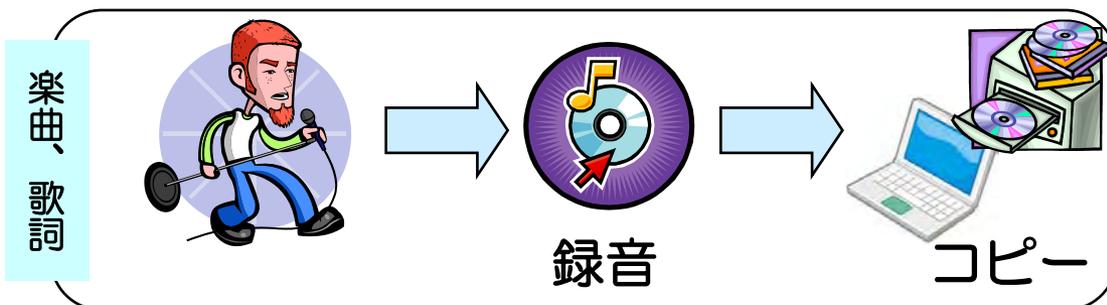
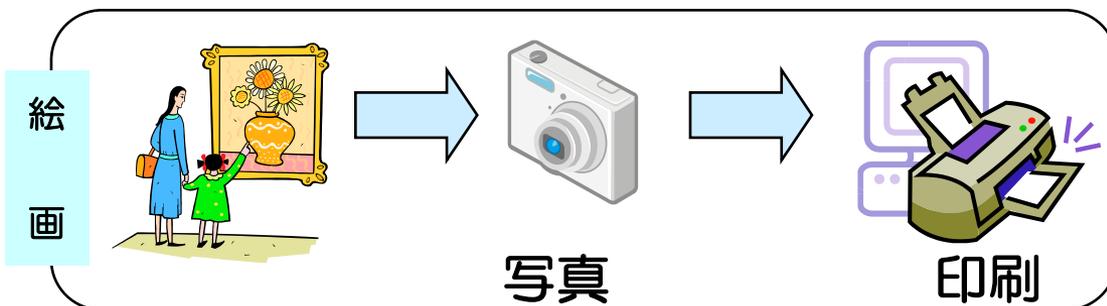
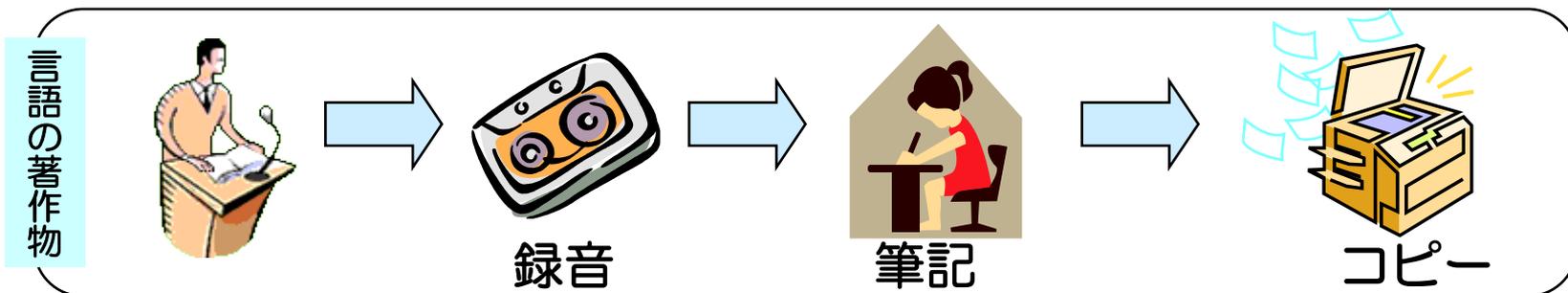
頒布権、譲渡権、貸与権

### ◆著作物の二次的利用に関する権利 (27条・28条)

翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する権利

# 複製権 (第21条) 無断で複製 (コピー) されない権利

複製とは・・・ 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること (可視、不可視を問わない)



○脚本等の上演、放送等を録音することも複製

○図面に従い建築物を完成することは、建築の著作物の複製にあたる

# 公衆送信権 (23条1項)

◆公衆送信権：著作物を公衆に送信する権利。無断で公衆に送信されない権利。

・ **自動公衆送信**：サーバー等の送信用コンピュータに蓄積された情報を、公衆のアクセスがあり次第、自動的にその端末機器に向けて情報を送信すること。

(=Webへの掲載のこと)

・ **放送・有線放送**：受信者が同一内容の送信を同時に受信するもの。

(テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、BSテレビ、USENなど)

(※インターネットテレビは自動公衆送信)

・ **その他** ファックスの一斉送信など

メモ

# 保護期間

## <原則>

著作物を創作した時 ～ 著作者の死後50年

※共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後50年

※カウントは、死亡した年の翌年の1月1日から。

## <著作者人格権の保護期間>

譲渡不可なので著作者が死亡すれば人格権も消滅

## <権利切れのタイミングの例外>

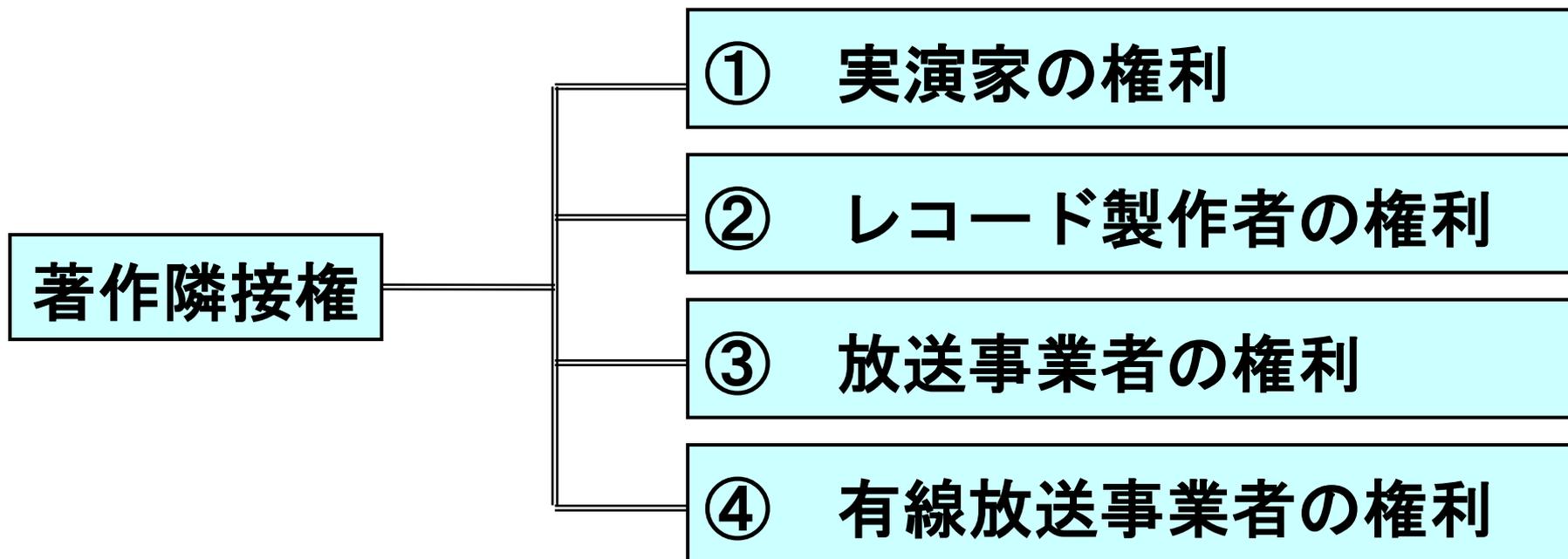
- ・ 無名・変名（ペンネームなど）の著作物・・・公表後50年  
→ ※ただし、変名が一般周知されていれば、原則通り死後50年  
    ※著作者の死後公表されたと認められる場合は、死後50年
- ・ 団体名義の著作物・・・公表後50年
- ・ 映画の著作物・・・公表後70年
- ・ その他の例外・・・旧法、条約等の特例（テキストP23～26）



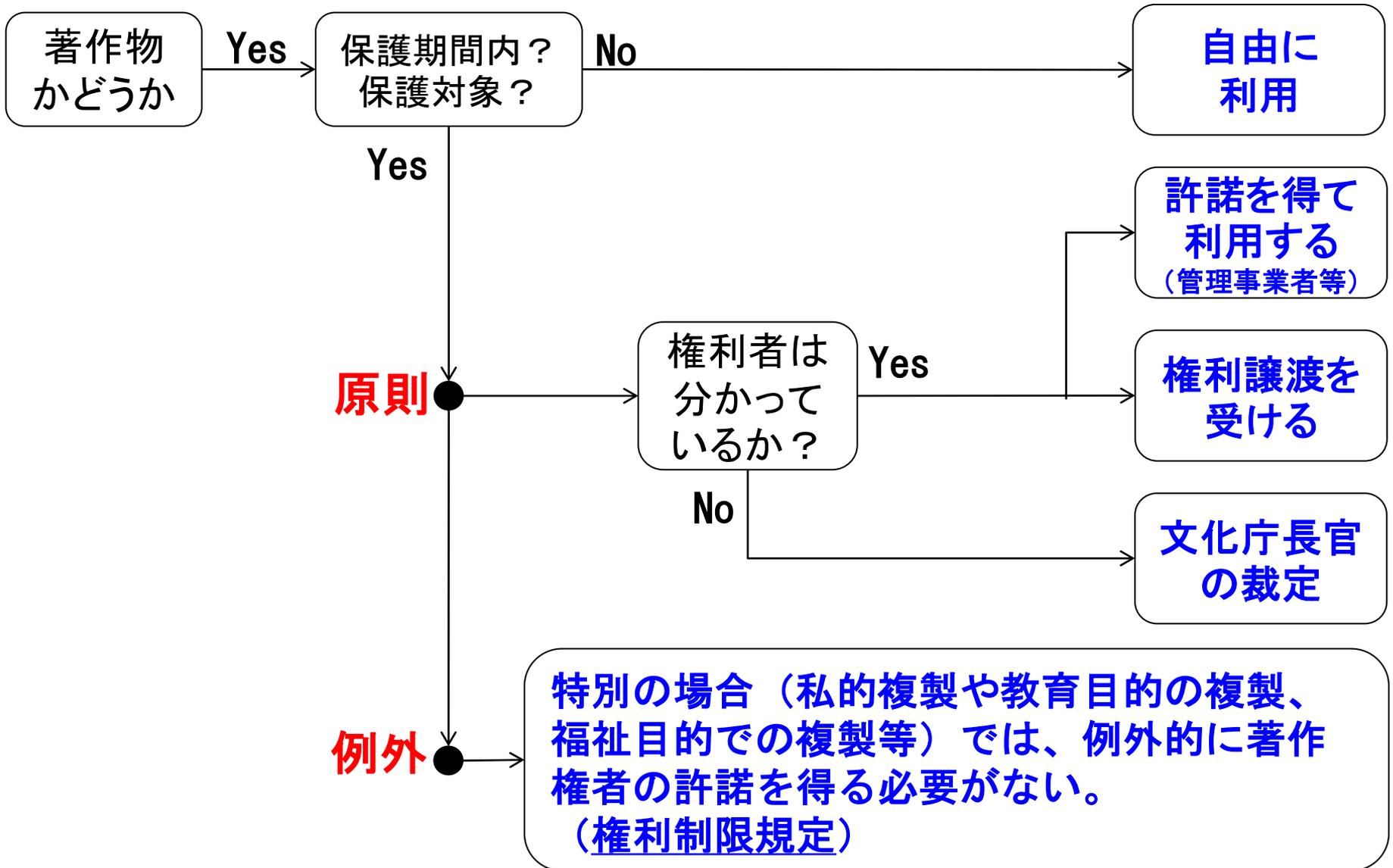
 古い映画や外国の著作物の保護期間は、慎重に判断すること。

# 著作隣接権

著作物などを公衆に伝達する者に与えられる権利



# 他人の著作物を利用する方法



# 著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合（権利制限規定）

（主なもの）

<u>私的使用のための複製等（第30条）</u> <u>（※違法DL関係の改正）</u>	政治上の演説等の利用（第40条）
<u>付随対象著作物の利用（第30条の2）</u>	時事の事件の報道のための利用（第41条）
<u>検討の過程における利用（第30条の3）</u>	裁判手続等における複製（第42条）
<u>技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（第30条の4）</u>	行政機関情報公開法等による開示のための利用（第42条の2）
<u>図書館等における複製（第31条）</u>	<u>公文書管理法等による保存等のための利用（第42条の3）</u>
<u>引用（第32条）</u>	国立国会図書館法におけるインターネット資料収集のための複製（第42条の4）
<u>教科用図書等への掲載（第33条）</u>	美術の著作物等の原作品の所有者による展示（第45条）
<u>教科用拡大図書等の作成のための複製等（第33条の2）</u>	公開の美術の著作物等の利用（第46条）
<u>学校教育番組の放送等（第34条）</u>	美術の著作物等の展示に伴う複製（第47条）
<u>教育機関における複製等（第35条）</u>	美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（第47条の2）
<u>試験問題としての複製等（第36条）</u>	送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等（第47条の6）
<u>視覚障害者等のための複製等（第37条）</u>	電子計算機における著作物の利用に伴う複製（第47条の8）
<u>聴覚障害者等のための複製等（第37条の2）</u>	<u>情報通信技術を利用した情報提供に必要な情報処理のための利用（第47条の9）</u>
<u>営利を目的としない上演等（第38条）</u>	
<u>時事問題に関する論説の転載等（第39条）</u>	

※下線は、平成24年法改正があったもの。

# 私的使用のための「複製」 (30条)

## ◆家庭内などで自由に著作物が利用できる場合の条件

- ①家庭内など限られた範囲内での使用であること
- ②仕事以外の目的であること
- ③使用する本人がコピー
- ④店頭にあるダビング機などを用いない  
(コンビニなどのコピー機 (文献複写機) は除かれる)
- ⑤コピープロテクションを解除してコピーするものでないこと
- ⑥違法なインターネット配信による音楽・映像を、違法あると知りながらコピーするものでないこと (H21・H24法改正で強化)

メモ

## 2. 違法ダウンロード刑罰化について (平成24年度著作権法改正)

### ①用語の整理等

#### ■アップロードとは

手元にあるファイルをインターネット上にのせること。



著作権者に無断で音楽や映画をアップロードしたら「違法アップロード」(著作権法第23条「公衆送信権」の侵害)

※ちなみに、違法アップロードはもともと違法

(平成9年著作権法改正)。

(懲役10年以下もしくは罰金1,000万円以下  
またはその両方)

## ■ダウンロードとは

インターネット上にある音楽や動画などのファイルを、パソコンのハードディスクなどにコピー(=複製)・保存すること。

本来は . . .

個人的に楽しむ目的で著作物を複製すること（私的複製）は違法ではない（著作権法第30条第1項）ので、違法サイトからの音楽や映像のダウンロードも違法ではないはずだが . . .

## ②違法ダウンロードの被害実態

■違法配信サイトなどからダウンロードされたファイルの数  
(ケータイ、PC)

43億ファイル以上

→正規有料配信の10倍

→販売価格に換算すると推定6,683億円

(平成22年日本レコード協会調べ)

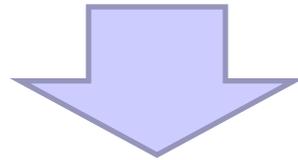
■16～19才の若者の59.5%が、携帯電話違法着うたサイトを利用したことがあると回答。

(参考：30～34才では21.4%)

(平成20年日本レコード協会調べ)

# 違法ダウンロード増加による影響

- ・ 映画会社やレコード会社の減収
- ↓
- ・ 次の作品の創作資金が少なくなる
- ↓
- ・ 創作意欲の低下にもつながる。



文化の発展を阻害

### ③違法サイトからのダウンロード 違法化へ

違法アップロードされている音楽や映画をダウンロードしたら、私的目的であっても違法とされた。

(著作権法第21条の「複製権」侵害)

#### 第1段階

平成21年改正で**民事上違法**とした。



#### 第2段階

平成24年改正で刑罰化。

## 平成21年法改正（平成22年1月1日施行）

違法配信されている音楽と映像（無償著作物を含む）を、違法配信だと知りながらダウンロードする行為は違法とされた。  
（著作権法第30条1項2号の新設）

ただし、民事上違法（損害賠償請求、差止請求の対象となる）とされただけ。  
この時はまだ刑罰はなしだった。



2年経過したが、違法ダウンロードは減らない

平成24年改正で以下の行為を刑罰化

(著作権法第119条第3項新設) (平成24年10月1日施行)

違法なインターネット配信から、(Q1)

販売または有料配信されている (Q2)

音楽や映像を、(Q3)

自らその事実を知りながら (Q4)

著作権者に無断でダウンロードすること (Q5)

罰則：

2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその両方

## Q 1

違法サイトと正規サイト、どのように見分けたらよいですか。

## A

音楽CDの場合、正規の有料配信サイトにはエルマークが掲載されています。

無料でダウンロードできるサイトは、違法である可能性が高いので、注意が必要です。



エルマーク

## Q 2

昨夜放送されたバラエティ番組が、翌日にはアップロードされていました。

ダウンロードしたら刑罰の対象になりますか。

## A

刑罰の対象になるのは、有償提供されている著作物だけです。

ただし、民事上は違法です。

### Q 3

違法にアップロードされている写真や文章も、ダウンロードしたら刑罰の対象になりますか。

### A

刑罰の対象になるのは、音楽と映像だけです。

**Q 4**

**違法サイトとは知らずに音楽や映像をダウンロードしてしまっても違法ですか。**

**A**

**違法となるのは、違法サイトと知りながらダウンロードした場合だけです。**

## Q 5

「You Tube」などの動画投稿サイトで配信されている違法な動画などを、視聴しただけで違法になるのですか。

## A

違法に配信されている音楽や映像を見たり聞いたりするだけでは、違法ではありません。

## Q 6

違法ダウンロードしたら、即逮捕されたり、警察が自宅を捜索するようなことになりますか。

## A

レコード会社などの権利者は、告訴前に事前通告するなど、配慮するよう求められています。

警察は、捜査権の濫用につながらないよう配慮することとされています。

**ご清聴、ありがとうございました。**